札幌市児童虐待防止対策推進本部設置要綱

令和２年４月24日　市長決裁
令和４年４月１日　一部改正
令和５年４月３日　一部改正
令和６年４月１日　一部改正
令和６年５月13日　一部改正
令和７年４月１日　一部改正
令和８年４月１日　一部改正

（目的）

第１条　児童虐待防止に関する対策を全庁的に推進するため、札幌市児童虐待防止対策推進本部（以下「推進本部」という。）　を設置する。

（任務）

第２条　推進本部は、次の事項を協議する。

(1) 児童虐待防止対策に係る本市の取組状況の進捗管理に関すること。
(2) 児童虐待防止対策に係る情報の収集及び共有に関すること。
(3) 児童虐待防止対策に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。
(4) 前各号に定めるもののほか、児童虐待防止対策に必要と認められる事項に関すること

（組織）

第３条　推進本部は、本部長及び本部員をもって構成し、それぞれ次表に掲げる職をもって充てる。

２　本部員のうち、区長については、幹事区の区長をもって充てる。

本 部 長	市長
本部長代理	子ども未来局所管の副市長
本 部 員	総務局長、市民文化局長、保健福祉局長、ウェルネス推進担当局長、子ども未来局長、区長、教育長

（会議）

第４条　推進本部の会議は、本部長が招集する。

２　本部長は、必要があると認めるときは、前条の表に掲げる本部員以外の職員及び外部有識者等を推進本部の会議に出席させることができる。

（幹事会）

第５条　推進本部に幹事会を設置する。

２　幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれの次表に掲げる者をもって充てる。

３　幹事のうち、保健福祉部長及び保健担当部長については、それぞれ幹事区の保健福祉部長及び保健担当部長をもって充てる。

幹事長	子ども育成部長
幹　事	行政改革・ＤＸ推進室長、広報部長、職員部長、男女共同参画室長、保）総務部長、地域生活支援担当部長、障がい保健福祉部長、ウェルネス推進部長、子育て支援部長、母子保健担当部長、支援制

	度担当部長、児童相談所長、東部児童相談所長、医事担当部長、保健福祉部長、保健担当部長、学校教育部長、児童生徒担当部長

４　幹事会は、本部の担当する事務を補佐する。
５　幹事会の会議は、幹事長が招集する。
６　幹事長は、必要があると認めるときは、第２項の表に掲げる幹事以外の職員及び外部有識者等を幹事会の会議に出席させることができる。
７　幹事長は、必要に応じて部会を設置することができる。

（庶務）
第６条　推進本部の庶務は、子ども未来局子ども育成部において処理する。

（雑則）
第７条　この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は本部長が定める。

附　則
この要綱は、令和２年４月24日から施行する。

附　則
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、令和５年４月３日から施行する。

附　則
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、令和６年５月13日から施行する。

附　則
この要綱は、令和７年４月1日から施行する。

附　則
この要綱は、令和８年４月1日から施行する。